

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	後期高齢者医療制度関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

宮崎県後期高齢者医療広域連合は、後期高齢者医療制度関係事務において特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態が発生するリスクを軽減させるため、番号法及び個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、特定個人情報ファイルの保護と安全な利用について適切な措置を実施することで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることをここに宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

宮崎県後期高齢者医療広域連合

公表日

平成29年2月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	後期高齢者医療制度関係事務
②事務の概要	<p><事務内容>(※詳細は、「(別添1)事務の内容」を参照)</p> <p>後期高齢者医療制度では、各都道府県の後期高齢者医療広域連合と市町村が連携して事務を行う。</p> <p>基本的な役割分担は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・後期高齢者医療広域連合：被保険者の資格管理や被保険者資格の認定、保険料の決定、医療の給付 ・市町村：各種届出の受付や被保険者証等の引き渡し等の窓口業務、保険料の徴収 <p>であり、特定個人情報ファイルを取り扱う事務は以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 資格管理業務 <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者証等の即時交付申請 <p>住民から個人番号が記入された被保険者資格に関する届出を受け付け、広域連合において即時に審査・決定を行い、市町村から当該住民に対して被保険者証等を発行する。</p> ・住民基本台帳情報等の取得、被保険者資格の異動 <p>市町村から広域連合に住民基本台帳等の情報を送付し、広域連合において年齢到達者等を特定して被保険者資格の審査・決定を行い、市町村から当該住民に対して被保険者証等を発行する(※1)。上記と併せて、被保険者情報等の管理を行う。</p> <p>(※1)他の保険者から新規加入してきた被保険者の資格認定にあたり確認情報が必要な場合は、情報提供ネットワークシステムを利用して従前の保険者に情報照会し、資格喪失していることを確認することも可能</p> 2. 賦課・収納業務 <ul style="list-style-type: none"> ・保険料賦課 <p>市町村から広域連合に所得情報等を送付し、広域連合において賦課計算を行い保険料賦課額を決定した上で、市町村から当該住民に対して賦課決定通知書等で通知する。(※2)</p> ・保険料収納管理 <p>広域連合で決定した保険料賦課額に基づき、市町村において保険料に関する徴収方法と納期を決定し、特別徴収の場合は年金保険者に徴収依頼を実施するとともに当該住民には特別徴収額通知書等で通知し、普通徴収の場合は当該住民に納付書を送付し、特別徴収や普通徴収に関する収納管理を行う。</p> <p>(※2)保険料賦課にあたり所得情報等の確認が必要な場合、情報提供ネットワークシステムを利用して他の情報保有機関に照会し確認することも可能</p> 3. 給付業務 <ul style="list-style-type: none"> 市町村において住民からの療養費支給申請書に関する届出を受け付け、広域連合において療養費支給の認定処理を行い、市町村から当該住民に対して療養費支給決定通知書等を交付する。(※3) <p>(※3)給付の決定にあたり給付要件の確認が必要な場合、情報提供ネットワークシステムを利用して他の情報保有機関に照会し確認することも可能</p> 4. 加入者情報作成(「1. 資格管理業務」に付随する業務) <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年4月以降、国保連合会から委託を受けた国民健康保険中央会が、広域連合から委託を受けて、加入者の資格履歴情報の管理を行うために、広域連合から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、中間サーバーに登録を行う(※4)。 ・また、医療保険者等内で個人を一意に識別するための番号でもある「被保険者枝番」を中間サーバーより受領し、広域連合において管理する。 (※4)資格喪失や異動等資格関係情報に変更があった場合、中間サーバーの登録情報を更新する。 5. 副本作成(「1. 資格管理業務」、「3. 給付業務」に付随する業務) <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーが他の情報保有機関からの情報提供の求めを受け付けた場合に、システムの自動処理により、医療保険者等の論理区画(副本情報)から提供に必要となる情報を取得して情報提供が実施できるように、被保険者資格情報及び給付に関する情報を抽出し、中間サーバーに登録を行う。 6. 情報照会(「1. 資格管理業務」、「2. 賦課・収納業務」、「3. 給付業務」に付随する業務) <ul style="list-style-type: none"> ・情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会(※5)は、中間サーバーが集約して実施するため、情報照会に関する情報を編集し、中間サーバーに登録を行う。 ・また、中間サーバーから情報照会結果等を受領し、広域連合において管理する。 (※5)情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供は、支払基金を経由して行う。 7. 地方公共団体情報システム機構からの個人番号入手(「1. 資格管理業務」に付随する業務) <ul style="list-style-type: none"> ・市町村から個人番号が取得できない場合や、個人番号又は基本4情報を確認する必要がある場合には、住民基本台帳法第30条の9の規定に基づき、支払基金を介して地方公共団体住民システム機構から個人番号や基本4情報を取得する。 <p>※後期高齢者医療制度関係事務における番号制度対応のスケジュール</p> <p>平成29年7月からの地方公共団体等との情報連携の開始に向けて、システム改修を2段階で実施する予定である。具体的には、まず、①一次対応として、平成28年1月の個人番号の利用開始にあわせ、個人番号と後期高齢者医療制度関係事務で使用する情報を紐付け、個人番号から業務情報を検索できる仕組みを構築し、次いで、②二次対応として、平成29年7月から開始される情報連携に対応する機能を構築することとしている。</p> <p>特定個人情報保護評価についてはシステム改修に併せて2段階で実施する。本評価書は上記の二次対応に合わせて評価の再実施を行ったものである。</p>

③システムの名称	後期高齢者医療広域連合電算処理システム(以後、「標準システム」という) ※標準システム等は、広域連合に設置される標準システムサーバー群と、構成市町村に設置される窓口端末で構成される。 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
後期高齢者医療連携情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法 第9条および別表第一第59号 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第46条 ・住民基本台帳法 第30条の9
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法 第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) (照会)別表第二 項番80、81 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第43条 (提供)別表第二 項番1、2、3、4、5、26、27、33、39、42、58、62、80、82、87、93 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第19条、第20条、第25条、第33条、第43条、第44条、第46条 ・高齢者の医療の確保に関する法律第165条の2(支払基金等への事務の委託) (照会)第1項 第1号 (提供)第1項 第2号 (委託)第2項 当広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づき、支払基金に情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務を委託する。情報提供ネットワークシステムを通じて取得した情報を保険給付の支給等の事務に活用するのは当広域連合であるが、情報提供ネットワークシステムに接続する主体は支払基金である。
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務課
②所属長	吉田 将輝
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒880-0805 宮崎市橋通東1丁目7番4号 第一宮銀ビル3階 宮崎県後期高齢者医療広域連合 総務課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	0985-62-0920

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[30万人以上] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成28年12月31日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成28年12月31日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月27日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	見出し<事務内容> 項番1. 資格管理業務について記載	項番1に「(※1)他の保険者から新規加入してきた被保険者の資格認定にあたり確認情報が必要な場合は、情報提供ネットワークシステムを利用して従前の保険者に情報照会し、資格喪失していることを確認することも可能」を追記	事後	再評価に伴う変更のため
平成29年2月27日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	見出し<事務内容> 項番2. 賦課・収納業務について記載	項番2に「(※2)保険料賦課にあたり所得情報等の確認が必要な場合、情報提供ネットワークシステムを利用して他の情報保有機関に照会し確認することも可能」を追記	事後	再評価に伴う変更のため
平成29年2月27日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	見出し<事務内容> 項番3. 給付業務について記載	項番3に「(※3)給付の決定にあたり給付要件の確認が必要な場合、情報提供ネットワークシステムを利用して他の情報保有機関に照会し確認することも可能」を追記	事後	再評価に伴う変更のため
平成29年2月27日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	見出し<事務内容>は項番3までを記載	項番「4. 加入者情報作成(「1. 資格管理業務」に付随する業務)・平成29年4月以降、国保連合会から委託を受けた国民健康保険中央会が、広域連合からの委託を受けて、加入者の資格履歴情報の管理を行うために、広域連合から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、中間サーバーに登録を行う(※4)。また、医療保険者等内で個人を一意に識別するための番号でもある「被保険者枝番」を中間サーバーより受領し、広域連合において管理する。(※4)資格喪失や異動等資格関係情報に変更があった場合、中間サーバーの登録情報を更新する。」を追記	事後	再評価に伴う変更のため
平成29年2月27日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	見出し<事務内容>は項番3までを記載	項番「5. 副本作成(「1. 資格管理業務」、「3. 給付業務」に付随する業務)・中間サーバーが他の情報保有機関からの情報提供の求めを受け付けた場合に、システムの自動処理により、医療保険者等の論理区画(副本情報)から提供に必要となる情報を取得して情報提供が実施できるように、被保険者資格情報及び給付に関する情報を抽出し、中間サーバーに登録を行う。」を追記	事後	再評価に伴う変更のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月27日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	見出しへ「事務内容」は項番3までを記載	項番「6. 情報照会(「1. 資格管理業務」、「2. 賦課・収納業務」、「3. 納付業務」に付随する業務)・情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会(※5)は、中間サーバーが集約して実施するため、情報照会に関する情報を編集し、中間サーバーに登録を行う。・また、中間サーバーから情報照会結果等を受領し、広域連合において管理する。(※5)情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供は、支払基金を経由して行う。」を追記	事後	再評価に伴う変更のため
平成29年2月27日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	見出しへ「事務内容」は項番3までを記載	項番「7. 地方公共団体情報システム機構からの個人番号入手(「1. 資格管理業務」に付随する業務)・市町から個人番号が取得できない場合や、個人番号又は基本4情報を確認する必要がある場合には、住民基本台帳法第30条の9の規定に基づき、支払基金を介して地方公共団体情報システム機構から個人番号や基本4情報を取得する。」を追記	事後	再評価に伴う変更のため
平成29年2月27日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	後期高齢者医療広域連合電算処理システム (以後、「標準システム」という) ※標準システム等は、広域連合に設置される標準 システムサーバー群と、構成市町に設置される 窓口端末で構成される。	「中間サーバー」を追記	事後	再評価に伴う変更のため
平成29年2月27日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法 第9条及び別表第一第59号 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を 定める命令 第46条	「・住民基本台帳法 第30条の9」を追記	事後	再評価に伴う変更のため
平成29年2月27日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークによる情報連携	記載なし	全文追記	事後	再評価に伴う変更のため

